

認定しない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

森町長



別添の認定申請書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 1 項の規定による認定をしないこととしたので、これを通知します。

なお、この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、森町長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内（適法な異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内）に、森町長（代表者 森町長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

記

- 1 申請年月日
- 2 申請者の住所
- 3 申請に係る住宅の位置 森町
- 4 理由